

刑事手続での情報通信技術を利用する法整備にあたって被疑者・被告人の人権に十分配慮するとともに、徳島県内においても可及的速やかに非対面外部交通を実現することを求める会長声明

- 1 法制審議会は令和6年2月15日、情報通信技術の進展等に対応するための刑事法の整備に関し、法務大臣に答申をした（以下、この答申を「本答申」という）。

本答申は、近年における情報通信技術の進展及び普及の状況等に鑑み、刑事法の法整備の在り方についてなされた諮問に対応するものである。

法務省は、本答申に基づき法制化作業を進めており、法律案を次期国会に提出するものと思われる。

- 2 しかしながら、本答申の内容及びその審議過程には重大な問題がある。

何よりも問題なのは、本答申の内容は捜査機関の便宜に視点が置かれ、その観点で法整備が提案されていることである。

刑事法の沿革は、刑事手続において無辜の者が不当に処罰されないよう、また、捜査機関という強大な権力から人権侵害がなされないよう、不断の整備がなされた歴史と言っても過言ではない。

これに対し、本答申の内容は、令状発付を電子化することにより令状請求の時間的経済的縮減を目指した結果、その副作用として日本国憲法33条、35条が定める令状主義の弛緩が懸念されること、証人尋問において証人を法廷外で在席させ、映像と音声の送受信による方法での実施が緩い要件で認められており、日本国憲法37条に定める証人審問権の実効性が損なわれるおそれがあることなど、幾つかの点で刑事手続の根幹から変質させかねない内容を含んでいる。

他方で、逮捕・勾留された被疑者・被告人にとり、刑事弁護人との接見の重要性は改めて言うまでもないところ、諮問当初は論点として掲げられていた映像と音声の送受信による接見（いわゆるオンライン接見）については、法務省や捜査機関側の反対等により答申には盛り込まれなかった。このことは、本答申が被疑者・被告人の人権擁護を重要視せず、また、刑事手続の誤謬をなくし冤罪を厳に防止するという重要な役割を軽視していると言わざるを得ないものである。

- 3 本答申がこのような内容となったのは、議論がなされた法制審議会刑事法（情報通信技術関係）部会の委員の構成に偏りが見られたこと、また、部会内の議論において、委員から法務省・捜査機関の問題意識を披瀝するかのよ

うな質問がなされ、それに事務局が答弁するというやりとりが随所に見られ、多様な観点に基づいた深い議論がなされなかったことが、その背景にある。

当会は、本答申に基づき現在なされているであろう立法化作業に際し、被疑者・被告人の人権に配慮した、慎重な議論がなされることを求める。

- 4 ところで、検察庁及び警察庁は、本答申に映像と音声の送受信による接見を法制化しない一方、運用として、交通その他の事情により全国で必要性の高い箇所限定して非対面外部交通を実施することを検討している。かかる非対面外部交通は、現在刑事施設内の接見室等で行われている被疑者・被告人と弁護人との接見のように、やりとりが秘密でなされることが保障されてはいないものの、被疑者・被告人と弁護人との意思疎通の補助手段として有用であることは疑いがない。徳島県内においては、従前から徳島中央警察署（旧徳島東警察署）にいる弁護人が、美馬警察署又は三好警察署にいる被疑者・被告人に架電する形で、電話による外部交通が実施されてきたものの、近時の勾留集約化にともない、美馬警察署及び三好警察署で勾留されることがなくなったため、利用がなくなっている。

しかし一方、県内の勾留警察署の集約化に伴い、支部を中心とした地方部で業務を行っている弁護士が弁護人として活動する場合、被疑者・被告人との意思疎通のためには勾留署（徳島中央警察署または徳島板野警察署）まで赴かなければならない。これにより、一定の時間的ロスは避けられず、十分な弁護活動ができるのかについて不安がぬぐえない。また、かかる不安や移動の負担のために、地方部で業務をする弁護士が地元の被疑者・被告人であってもその弁護の受任を躊躇し、ひいては被疑者・被告人やその家族にとっても、徳島市内で業務を行う弁護士に依頼せざるを得ないなど、負担につながるおそれは無視できない。

- 5 以上によれば、当会は、被疑者・被告人の人権に十分配慮する観点から、全国的な非対面外部交通の実現にあたり、徳島県内においても、弁護人が阿南警察署、美馬警察署又は三好警察署に所在し、同各警察署から徳島中央警察署又は徳島板野警察署に収容されている被疑者・被告人に対して、非対面による外部交通ができる制度を可及的速やかに実現するよう求めるものである。

令和6年8月8日

徳島弁護士会

会長 白川 剛